四　仲裁手続における審理を妨げる行為を禁止すること（次号に掲げるものを除く。）。
五　仲裁手続の審理のために必要な証拠について、その廃棄、消去又は改変その他の行為を禁止すること。

第二十四条第二項中「いずれの当事者に対しても、前項の暫定措置又は保全措置を講ずるについて」を「第一項各号に掲げる措置を講ずることを命ずる命令（以下「暫定保全措置命令」という。）を発するに際し、必要があると認めるときは」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の申立て（同項第五号に係るものを除く。）をするときは、保全すべき権利又は権利関係及びその申立ての原因となる事実を疎明しなければならない。

第二十四条に次の七項を加える。

4　保全すべき権利若しくは権利関係又は第一項の申立ての原因を欠くことが判明し、又はこれを欠くに至ったときその他の事情の変更があったときは、仲裁廷は、申立てにより、暫定保全措置命令を取り消し、変更し、又はその効力を停止することができる。

5　前項の規定によるほか、仲裁廷は、特別の事情があると認めるときは、当事者にあらかじめ通知した上で、職権で、暫定保全措置命令を取り消し、変更し、又はその効力を停止することができる。

6　仲裁廷は、第四項の事情の変更があったと思料するときは、当事者に対し、速やかに当該事情の変更の有無及び当該事情の変更があったときはその内容を開示することを命ずることができる。

7　暫定保全措置命令の申立てをした者（次項において「申立人」という。）が前項の規定による命令に従わないときは、第四項の規定の適用については、同項の事情の変更があったものとみなす。

8　仲裁廷は、第四項又は第五項の規定により暫定保全措置命令を取り消し、変更し、又はその効力を停止した場合において、申立人の責めに帰すべき事由により暫定保全措置命令を発したと認めるときは、暫定保全措置命令を受けた者の申立てにより、当該申立人に対し、これにより当該暫定保全措置命令を受けた者が受けた損害の賠償を命ずることができる。ただし、当事者間に別段の合意がある場合は、この限りでない。

9　前項の規定による命令は、仲裁判断としての効力を有する。

10　第三十九条の規定は第八項の規定による命令について、同条第一項及び第三項の規定は暫定保全措置命令その他のこの条の規定による命令（第八項の規定による命令を除く。）又は決定について、それぞれ準用する。

第三十五条第三項中「の規定」を「及び第二項の規定」に改め、同項に次の一号を加える。

四　東京地方裁判所及び大阪地方裁判所

第四十四条第三項を削り、同条第四項中「第五条第三項又は前項」を「第五条第四項又は第五項」に改め、同項を同条第三項とし、同条中第五項を第四項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り上げる。

第八章の章名を次のように改める。

第八章　仲裁判断の承認及び執行決定等

第四十六条第二項中「除く」の下に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、裁判所は、相当と認めるときは、被申立人の意見を聴いて、仲裁判断書の全部又は一部について日本語による翻訳文を提出することを要しないものとすることができる。

第四十六条第三項中「他の当事者」を「被申立人」に改め、同条第四項中「の規定」を「及び第二項の規定」に、「同項各号に掲げる裁判所及び請求の目的又は差し押さえることができる債務者の財産の所在地を管轄する地方裁判所」を「次に掲げる裁判所」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第五条第一項各号に掲げる裁判所

二　請求の目的又は差し押さえることができる被申立人の財産の所在地を管轄する地方裁判所

三　東京地方裁判所及び大阪地方裁判所（仲裁地、被申立人の普通裁判籍の所在地又は請求の目的若しくは差し押さえることができる被申立人の財産の所在地が日本国内にある場合に限る。）

第四十六条第五項を削り、同条第六項中「第五条第三項又は前項」を「第五条第四項又は第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第九項」を「第八項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項中「第四十四条第五項及び第八項」を「第四十四条第四項及び第七項」に改め、同項を同条第九項とする。

第五十五条第一項中「第五十条」を「第五十三条」に、「第五十三条」を「第五十六条」に、「第五十二条」を「第五十五条」に改め、同条を第五十八条とする。

第五十四条中「第五十条」を「第五十三条」に、「第五十二条」を「第五十五条」に改め、同条を第五十七条とし、第五十三条を第五十六条とし、第五十条から第五十二条までを三条ずつ繰り下げ、第九章中第四十九条を第五十二条とし、第四十八条を第五十一条とし、第四十七条を第五十条とする。

第八章に次の三条を加える。

（暫定保全措置命令の執行等認可決定）

第四十七条　暫定保全措置命令（仲裁地が日本国内にあるかどうかを問わない。以下この章において同じ。）の申立てをした者は、当該暫定保全措置命令を受けた者を被申立人として、裁判所に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める決定（以下「執行等認可決定」という。）を求める申立てをすることができる。

一　暫定保全措置命令のうち第二十四条第一項第三号に掲げる措置を講ずることを命ずるもの　当該暫定保全措置命令に基づく民事執行を許す旨の決定

二　暫定保全措置命令のうち第二十四条第一項第一号、第二号、第四号又は第五号に掲げる措置を講ずることを命ずるもの　当該暫定保全措置命令に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときに第四十九条第一項の規定による金銭の支払命令を発することを許す旨の決定

2　前項の申立てをするときは、暫定保全措置命令の命令書の写し、当該写しの内容が暫定保全措置命令の命令書と同一であることを証明する文書及び暫定保全措置命令の命令書（日本語で作成されたものを除く。以下この項において同じ。）の日本語による翻訳文を提出しなければならない。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、被申立人の意見を聴いて、暫定保全措置命令の命令書の全部又は一部について日本語による翻訳文を提出することを要しないものとすることができる。

3　第一項の申立てを受けた裁判所は、仲裁廷又は裁判機関（仲裁地が属する国の法令（当該暫定保全措置命令に適用された法令が仲裁地が属する国以外の国の法令である場合にあっては、当該法令により当該国の裁判機関がその権限を有する場合に限る。）に対して暫定保全措置命令の取消し、変更又はその効力の停止を求める申立てがあったことを知った場合において、必要があると認めるときは、同項の申立てに係る手続を中止することができる。この場合において、裁判所は、同項の申立てをした者の申立てにより、被申立人に対し、担保を立てるべきことを命ずることができる。

4　第一項の申立てに係る事件は、第五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、次に掲げる裁判所の管轄に専属する。

一　第五条第一項各号に掲げる裁判所

二　請求の目的又は差し押さえることができる被申立人の財産の所在地を管轄する地方裁判所

三　東京地方裁判所及び大阪地方裁判所（仲裁地、被申立人の普通裁判籍の所在地又は請求の目的若しくは差し押さえることができる被申立人の財産の所在地が日本国内にある場合に限る。）

5　第一項の申立てに係る事件についての第五条第四項又は第五項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

6　裁判所は、次項又は第八項の規定により第一項の申立てを却下する場合を除き、執行等認可決定をしなければならない。